

## 事前学習での基本的な心得

6年制薬学教育で実施される長期実務実習は、4年次に学内で実施する事前学習と、5年次に実施する病院・薬局実務実習を全て含むものである。学内模擬薬局で実施される事前学習でも薬剤師(医療人)としての自覚を持ち、服装や態度に十分注意すると共に、定められた諸規則を守らなければならない。

学生(実習生)は、以下の各事項を守らなければならない。

- A) 実習担当教員の許可なく医薬品や医療用機器を取り扱わないこと。また、医薬品類は殆どが実薬を用いるので、絶対に模擬薬局の外にもちださないこと。
- B) 実習期間中は実習開始5分前には実習部署に入り準備すること。
- C) 欠席、遅刻および早退は、原則として許されない。必要な場合には、事前に担当教員に届け出ること。  
欠席した項目については、別の日に実習することを原則とする。
- D) 実習部署では教員の指示に従って室内および器具類の整理整頓に協力すること。
- E) 貴重品(時計、宝石、お金、カード類等)の持込は最小限に留め、実習中は自己管理すること。
- F) 携帯電話は、実習室内に持ち込まないこと。どうしても必要な場合には、実習担当教員許可を得ること。
- G) 実習場所が学内模擬薬局といえども、病院や薬局と同じ医療機関であると認識し、他人(特に患者を想定)にたいして不快感を与えるような服装、言動はしないこと。

**事前実習での服装** マナーの基本です。十分に注意してください。

- 1) 実習中の服装は清潔な白衣を着用し、名札を付けること。
- 2) 男子は清潔なシャツとズボンを着用する。
- 3) 女子はスカートが白衣の下にのぞかないこと。
- 4) 履物は下足と区別し、清潔なサンダル、運動靴あるいはナースシューズとする。家庭用スリッパは使用しないこと。
- 5) 頭髪は整髪し清潔にしておくこと。長髪の場合には、後ろで束ねておく。
- 6) 過度のアクセサリや化粧は禁止。
- 7) 模擬薬局には、事前に爪の清潔を確認し、手を洗って入室する。

注) 実習の妨げとなる可能性のある、持病やアレルギーのある人は、事前に担当教員に届けてください